医療連携薬剤師認定制度規程

第１章　総則

(目的・名称)

1. この制度は、地域の生活者が有効かつ安全な薬物治療の恩恵を受けられるために薬剤師が互いに連携し、併せて薬剤師の臨床知識の普及向上を図ることを目的とする。  
   2 前項の目的を達成するため、NPO法人健康サロン(以下法人と略記)は「医療連携薬剤師認定制度」を定め、薬の専門家と呼ばれるにふさわしい一定レベル以上の知識・技能を持った薬剤師を、「医療連携薬剤師」(以下 認定薬剤師と略記)として認定する。

(定義)

1. この規定において「薬剤師」とは調剤業務に従事する薬剤師をいう。

(理念)

1. 患者が薬物治療を安全に受けられるために、調剤業務にかかわる薬剤師は当該患者が利用している医療機関と密に連携することで、有効でかつ安全、安心な医療を目指すとともに、医薬品、健康食品等による健康被害の防止に全力を尽くす。

2 医療は患者が選択して利用するものであることから、選択に必要な情報を地域の生活者に知らせるよう努める。

(運営機関)

1. この認定薬剤師制度の維持と運営は、法人の臨床薬学委員会(以下委員会と略記)がおこなう。

(認定組織)

1. 法人の委員会は認定小委員会を置き、遅滞なく認定を行う。

(認定の名称)

1. 認定は疾患領域ごとに行い、医療連携薬剤師(○○領域)と称する。

第2章 認定薬剤師

(認定の要件)

1. 医療連携薬剤師の認定を申請する者は、以下の条件を満足する者であることを要する。

(1)法人会員であること。

(2)日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師としての品位を備えていること。

(3)調剤の実務に従事して２年以上経過していること。

(4)薬学に関する学会での発表が１回以上あり、そのうち本人が筆頭発表者となった発表を1回

以上含むこと。

(5)日本薬剤師研修センター「研修認定薬剤師」を取得していること。

(6)申請領域の患者への薬学的アプローチの実績１０症例（複数の医療機関と連携していること）

のレポート提出が出来ること。

(7)推薦状1通を提出できること(所属施設管理者の推薦状1通)。

但し申請者が管理者である場合はこの限りでない。

(8)認定領域は、がん、感染症、免疫・アレルギー、内分泌（糖尿病）、脳血管障害、神経・精神科、循環器、耳鼻科、眼科、泌尿器科、疼痛緩和等の領域における認定薬剤師が取得できる。

(認定手続き)

1. 認定を申請する者は、申請書類と共に申請資格を証明する書類を添えて申請し、委員会の審査結果に基づき法人理事会で認定する。

２　法人は認定された者に対し、認定証書を授与し、認定者名簿に登録すると共に氏名及び所属施設名、認定領域を法人ホームページに公表する。

(認定の更新)

1. 認定薬剤師の有効期間は認定日から5年とし、その日を経る前に更新する。更新時に別に定める条件を満たす必要がある。

2　新たに認定領域を追加申請する目的で更新する場合は、随時更新の申請を行うことが出来る。

(認定の取消し)

1. 認定された後、薬剤師としてふさわしくない行為が確認された場合には、委員会の審議を経て、理事会において認定薬剤師を取り消すことがある。

2　取り消した場合は、法人ホームページに公表する。

第３章　雑則

(認定料)

1. 認定料は1万円、更新料は5千円とする。

第４章 付則

(規程の変更)

第12条 この規程の変更は、委員会において検討し、理事会において行う。

（補足）

第13条　本規定に定めるもののほか、本規定の実施について必要な事項がある場合は理事会にて決定する。

(施行)

第14条 本規程は、平成　30年　9月　1日より施行する。